

業務委託契約書(案)

令和 年 月 日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市副市長

乙

1 委託業務の名称 新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務

2 業務委託料 ￥ 一

(うち消費税及び地方消費税の額￥ 一)

3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

上記の委託業務について甲と乙とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

(総則)

第1条 乙は、別記仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の契約期間（以下「契約期間」という。）中に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 仕様書に明記されていないものがあるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が仕様書等において指定した主たる業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の主たる業務を除く他の業務についても第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(契約期間の延期)

第6条 乙の責めに帰することができない事由により契約期間の終了日までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、乙は、甲に対して、遅滞なく、その事由を付して契約期間の延期を求めることができる。ただし、その日数は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金)

第7条 乙の責めに帰する事由により、契約期間の終了日までに委託業務を完了することができない場合において、契約期間経過後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は損害金を付して契約期間を延長することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(委託業務の報告等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

- 2 乙は、業務終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。
- 3 乙は、委託業務に関し、重大な事故が発生した場合には、速やかに甲に報告するとともに、乙の責めに帰する事由による場合は、速やかに原状に回復するものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の規定による業務完了報告書に基づく甲の確認が完了したときは、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由なしに着手の時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (3) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、乙が新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号。以下「契約規則」という。）若しくはこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、甲は必要があるときは、既済部分の引渡しを乙に請求することができるものとする。この場合において、甲は、その既済部分に対する委託料相当額を支払うも

のとする。

(暴力団等排除に係る甲の解除権)

第12条 甲は、前条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者及び執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員等であると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

(損害の賠償)

第13条 前2条の規定により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

2 前項の規定による賠償の額については、甲乙協議して定める。

(乙の解除権及び損害の賠償)

第14条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に甲がその違反を是正しないときは契約を解除することができる。ただし、甲の違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、乙は何らの催告を要せずに直ちに契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

3 前項の規定による賠償の額については、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務に従事している者又は従事していた者も同様とする。

(個人情報の保護等)

第16条 乙は、個人情報を取り扱う場合は、委託業務の実施に必要な最小限の範囲とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅

失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、乙が委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 乙は、委託業務の実施に当たり第三者へ個人情報を取り扱わせてはならない。ただし、甲が必要と認める場合は、個人情報の全部又は一部を第三者に取り扱わせることができる。
- 3 乙は、個人情報を利用目的以外の目的に利用してはならない。また、個人情報を第三者へ提供してはならない。
- 4 乙は、みだりに個人情報を複写及び複製してはならない。また、乙は、委託業務の実施のため甲から引き渡された個人情報を、甲の承諾なくして複写及び複製してはならない。
- 5 乙は、個人情報の取扱いに関する事故が発生したときは、漏えい、滅失、毀損等した個人情報の項目、内容、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 6 乙は、委託業務の実施のため甲から引き渡された個人情報を業務終了後、速やかに甲に返還しなければならない。
- 7 乙は、個人情報を収集する場合は、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 8 乙は、個人情報が記載された資料等を搬送するときは、漏えい、紛失等の防止のため必要な措置を講じなければならない。
- 9 甲は、乙の個人情報の保護に関する管理体制について必要に応じて検査をし、又は報告を求めることができる。

(契約外の事項)

第17条 この契約書に定めのない事項については、契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

別記

新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務仕様書（案）

1 業務の名称

新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務

2 目的

新居浜市の取り組みや活動を県民・市民に分かりやすく伝え、市政への関心や理解を高めるとともに、新居浜市が持つさまざまな魅力を広報効果の高いテレビ放送を活用して愛媛県全域に発信することを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

市政広報テレビ番組の制作・放送業務

5 業務詳細

（1）番組内容等の提案

次の項目について提案すること。

ア 番組ロゴ（番組名は「D o n D o n にいはま」で作成すること。）

イ 番組内容の提案

※次の項目に沿って提案すること。

- ・本市の魅力発信（人材、生産品等も含む）
- ・本市の重要な政策
- ・本市内で開催されるイベント情報
- ・本市からのお知らせ情報
- ・その他 など

（2）制作・放送本数及び放送頻度

制作・放送本数50本以上（再放送、付帯放送除く）。

※同一曜日、同一時間帯で視聴率が確保される時間帯（Aタイム）に放送すること。

※5分間程度の番組を制作・放送すること（番組要件）。

（3）番組制作前業務

ア 制作番組事前調査

※本市、本市に関係する個人又は団体・法人等（以下「市以外」という。）への聞き取り等

イ シティプロモーション推進課（以下「CP課」という。）への番組案の提出

ウ 担当課との直接協議

※担当課は番組内容によって異なる。

エ 本市以外との直接協議

- オ 番組構成（シナリオ）の作成及び担当課への確認
- カ 番組構成（シナリオ）の担当課への提出
- キ 収録スケジュールの作成及び担当課への提出
- ク 収録先との事前調整

(4) 番組収録・編集業務

- ア 収録先との協議
- イ 収録中の担当課との調整
- ウ 収録中の進行

※担当課が指定する日時に収録できるように調整を行うこと。
※番組内容によっては、CP課は参加しない（担当課のみ参加）。
※番組内容によっては、市は参加しない。

エ 収録・編集作業

- ①原則、担当課立ち合いの元に実施すること。ただし上記（4）イの事前協議にて担当課の承認を得た場合は受託者のみで収録してかまわない。
- ②可能な範囲で市担当者を運搬すること。
- ③必要に応じてナレーション収録、字幕等の作成等をすること。
- ④障害者差別解消法及びユニバーサルデザインに配慮し、テロップの挿入などの工夫を行う等を行い、聴覚障がい者等への対応をすること。
- ⑤編集した動画はCP課及び担当課に仮提出し、承認を得ること（校正2回）。

(5) 番組提出業務

上記（4）エ⑤で承認を得た動画について、速やかにCP課に提出すること。

なお、提出する動画にお知らせが含まれる場合は、①お知らせを含んだ動画、②お知らせを除いた動画、③お知らせ動画を提出すること。

(6) 定期ミーティング業務

CP課との定期ミーティングを定期的に行い、情報共有を行い、本業務を円滑に進めること。
※開催日時及び開催形式（面前・オンライン）等については、事前にCP課と協議すること。
※視聴率（個人・世帯視聴率）をCP課に報告すること。

(7) 広報活動業務

番組視聴率向上のため、受託事業者が運営するサイトやSNS等を活用し、広報活動に努めるとともに、放送した番組を受託事業者が運営するサイト等で配信すること。

(8) 業務実施効果検証業務

アンケート調査を実施するなど業務実施効果の検証を行い、CP課に報告すること。視聴者アンケートだけでなく、具体的な効果測定を行うこと（市政広報テレビ番組による本市の認知度や来訪者の動向など）。

6 制作費用

受託者は、撮影・取材における資機材・交通費等、制作に関する経費を負担すること。また独自提案にかかる経費についても同様とする。

7 二次利用

番組の著作権は事業者に帰属するものであるが、映像素材の提供により、市ホームページ（新居浜市公式SNSを含む）などの動画配信、地元ケーブルテレビ局や市有施設・市主催の行事・会議での放映ができるものとすること。ただし、事前に甲乙にて協議をおこなったものについてはこの限りではない。

8 留意事項

- (1) この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。
- (2) 受託者は、見積金額の範囲内において、仕様を超え、視聴率の向上及び本市の魅力発信に繋がる企画を提案するものとすること（独自提案）。

9 その他

- (1) 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 本市は、業務に必要な資料を所定の手続によって、受託事業者に貸与する。
- (4) 受託事業者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- (5) 受託事業者は、本業務で調査収集した文献等資料を本市に提出すること。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市と協議の上その指示に従うこと。

10 成果物

受託事業者は履行後、次に掲げる業務に関する成果物を市に提出するものとする。

- (1) 報告書（業務実施効果の検証含む）（紙媒体） 1部
 - (2) 報告書及びデータを保存した電子媒体（D V D－R等） 1部
- ※上記ア、イはチューブファイル等にまとめて提出すること。

以上